

瀬戸市都市下水路条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 24 年 9 月 28 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第 40 号

瀬戸市都市下水路条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸市都市下水路条例施行規則（昭和 55 年瀬戸市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのない排水施設）</u></p> <p><u>第 1 条の 2 条例第 3 条の 2 第 3 号の規則で定めるものは、次のいずれかに該当する排水施設（これを補完する施設を含む。以下同じ。）とする。</u></p> <p><u>一 排水管その他の下水が飛散し、及び人が立ち入るおそれのない構造のもの</u></p> <p><u>二 人が立ち入ることが予定される部分を有する場合には、当該部分を流下する下水の上流端における水質が次に掲げる基準に適合するもの</u></p> <p><u>ア 下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）第 6 条に規定する基準</u></p> <p><u>イ 大腸菌が検出されないこと。</u></p> <p><u>ウ 濁度が 2 度以下であること。</u></p> <p><u>三 前 2 号に掲げるもののほか、周辺の土地利用の状況、当該施設に係る下水の水質その他の状況からみて、生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれがないと認め</u></p>	

られるもの

2 前項第 2 号イ及びウに規定する基準は、下水道法施行規則第 4 条の 3 第 2 項の規定に基づき国土交通大臣が定める方法（平成 20 年国土交通省告示第 334 号）により検定した場合における検出値によるものとする。

（耐震性能）

第 1 条の 3 地域の防災対策上必要と認められる施設の下水を排除するために設けられる排水施設その他の都市機能の維持を図る上で重要な排水施設及び破損した場合に二次災害を誘発するおそれがあり、又は復旧が極めて困難であると見込まれる排水施設の耐震性能は、次に定めるとおりとする。

— 下水道法施行令第 5 条の 8 第 5 号の国土交通大臣が定める措置を定める件（平成 17 年国土交通省告示第 1291 号。以下この項において「国土交通省告示」という。）に規定するレベル 1 地震動に対して、所要の構造の安定を確保し、かつ、当該排水施設の健全な流下能力を損なわないこと。

— 国土交通省告示に規定するレベル 2 地震動に対して、生じる被害が軽微であり、かつ、地震後の速やかな流下能力の回復が可能なものとし、当該排水施設の所期の流下能力を保持すること。

2 前項に定める排水施設以外の排水施設の耐震性能は、前項第 1 号に定めるとおりとする。

（地震によって下水の排除に支障が生じないよう講ずる措置）

第 1 条の 4 条例第 3 条の 2 第 5 号の規則で定める措置は、前条に規定する耐震性能を確保するために講ずべきものとして次に掲げるとおりとする。

— 排水施設の周辺の地盤（埋戻し土を含む。次号及び第4号において同じ。）に液状化が生ずるおそれがある場合においては、当該排水施設の周辺の地盤の改良、埋戻し土の締固め若しくは固化若しくは砕石による埋戻し又は杭基礎の強化その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置

— 排水施設の周辺の地盤に側方流動が生ずるおそれがある場合においては、護岸の強化又は地下連続壁の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置

— 排水施設の伸縮その他の変形により当該排水施設に損傷が生ずるおそれがある場合においては、可撓^{ろう}継手又は伸縮継手の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置

— 前3号に定めるもののほか、施設に用いられる材料、施設の周辺の地盤その他の諸条件を勘案して、前条に規定する耐震性を確保するために必要と認められる措置

（排水管の内径の数値及び排水渠^{きょ}の断面積の数値）

第1条の5 条例第3条の2第6号の規定による規則で定める排水管の内径の数値は100ミリメートル（自然流化によらない排水管にあっては、30ミリメートル）とし、同号の規定による規則で定める排水渠^{きょ}の断面積の数値は5,000平方ミリメートルとする。

第1号様式、第2号様式、第4号様式、第5号様式及び第7号様式から第9号様式までの規定中「瀬戸市長 殿」を「（宛先）瀬戸市長」に改める。

附 則

この規則は、平成24年10月1日から施行する。